

行財政改革に関する平成29年度の取組結果について

取組項目	平成29年度の取組結果
執務環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方の改善に向けた基本ルールを提示し現状の働き方の見直しを実施 ○各課における比較可能な時間外勤務状況の見える化を実施するとともに、働き方の改善による時間外勤務の縮減を実施 H28(27,752時間,58,263千円) H29(24,369時間,50,968千円) △3,383時間 △7,295千円(2月時点)
組織の見直し 定員の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○組織の見直しと定員の適正管理のため、組織業務量実態調査を実施 ○庁舎移転をはじめとした公共施設ゾーンの再整備のため、平成30年度に「公共施設整備調整課」を新設
行政情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○更なる業務効率化・経費削減を図るため、端末等(パソコン,プリンタ,タブレット,ストレージ)の台数について調査し、一覧表を作成 ○基幹系システムについて、セキュリティ強化のため、単独クラウドへの移行及び職員認証システムの導入を実施 ○インターネット系ネットワーク分離について、セキュリティ強化のため、インターネットとLGWANのネットワークを分離
事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○事務事業の棚卸しにより、内部管理経費を含む個別事業の総点検を実施 ○各事務事業の必要性、実施主体のあり方、費用対効果、優先度などを検証 ○事務事業の適切な選択と集中に取り組むため、事務事業の見直しを実施 ○結果として、30事業において約2,100万円の経費を節減
未利用財産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○本市への定住促進と地域の活性化に未利用財産を活用するため、竹原市定住促進条例を制定 ○当該条例に基づき、仁賀町の未利用市有地4区画の無償貸付けについて募集 ○仁賀町の未利用市有地の無償貸付けについて1区画を決定

行財政改革に関する平成30年度の取組方針について

取組項目	平成30年度の取組方針
給与制度の見直し 職員手当等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○職務給の見直しと職の廃止(課長補佐の廃止) ○管理職手当の定額化 ○実費支給を見据えた旅費規程の見直し
執務環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方の改善に向けた基本ルールの徹底、必要に応じた見直しなどにより公務能率の向上に向けた取組を実施 ○各課の時間外勤務状況の見える化を継続するとともに働き方の改善に向けた増減要因の把握
組織の見直し 定員の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○組織の見直し、定員の適正管理に向けた組織業務量実態調査の継続実施 ○限られた人材と財源の中で、多様化する市民ニーズや地域の課題に的確に対応するための体制づくり
行政情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○端末等台数の調査結果を踏まえ、庁舎移転に向けた機器の適正な配置、統合化の検討
事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○事務事業の適切な選択と集中に取り組むため、平成29年度の事務事業の点検結果等に基づく事務事業見直しの継続実施
内部管理経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な事務執行及び内部管理経費の削減を図るため、物品の調達及び役務の提供を受ける業務等の入札参加資格登録制度を導入
公共施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等総合管理計画において、公共施設等の現状を把握 ○施設類型ごとに中長期的かつ包括的な視点であり方と施設保有量を検討 ○各施設のあり方についてその対応の方向性を検討
借地物件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○返還可能な借地については返還に向けた取り組みを検討
市税等債権の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○債権確保対策委員会及び幹事会において、情報共有の迅速化及び効率化を高める環境整備を検討 ○効果的な債権確保を継続的に進めていくため、ノウハウの共有を含めた組織横断的な取組の実施
受益者負担の適正化,施設使用料等 の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○使用料について、施設を利用される方(受益者)と利用されない方との負担の公平化を図るため、使用料の算定基準及び減免基準を調整 ○使用料の見直しを検討
未利用財産の売却又は 有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○行政目的としての利用が見込めない未利用財産については、公募による一般競争入札の実施など、積極的な処分を推進 ○引き続き竹原市定住促進条例に基づき、未利用財産を定住促進に活用
貸地の売却	<ul style="list-style-type: none"> ○自主財源の確保を図るため、貸付けている土地の売却を検討